

## 箕輪町ホームページ広告掲載要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、箕輪町が管理するホームページのトップページ（以下「町トップページ」という。）への広告掲載を適正に行うため、箕輪町広告掲載要綱（平成18年箕輪町告示第152号）（以下「要綱」という。）に基づく広告掲載の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

### (広告の種類・規格等)

第2条 広告の種類及び要綱第6に規定する広告の規格及び広告掲載位置等は次に掲げるとおりとする。

(1) 広告の種類 バナー広告

(2) 規格・大きさ 縦58ピクセル・横144ピクセル  
形式GIF（アニメーション及びFLASHは不可）・JPEG  
データ容量 30KB以下

(3) 広告の掲載位置 町トップページの所定の位置

(4) 掲載枠数 6枠

### (広告の掲載基準)

第3条 前条に規定するバナー広告は、文字又は画像で表示された情報で、広告主の指定するホームページにリンクする機能を有するものをいい、要綱第4に規定する広告の掲載基準は、バナー広告本体だけでなくリンク先のホームページの内容についても適用する。

### (広告の掲載の期間)

第4条 広告を掲載する期間は、年度を単位とする。ただし、第2条第4号に規定する掲載枠数に満たない場合における追加募集分については、その掲載開始月から当該年度末までの期間を掲載期間とすることができる。

2 広告掲載開始日又は広告掲載終了日は、町が別に定める。

### (広告の募集方法)

第5条 要綱第7の規定による広告の募集方法は、次に掲げるとおりとする。

(1) 募集方法は、原則として箕輪町ホームページ等に募集要項を掲載することにより公募するものとする。

(2) 広告の掲載を希望する者は、箕輪町ホームページ広告掲載申込書（様式第1号）により町に申し込むものとする。

### (広告掲載の決定及び承諾)

第6条 町は募集期間終了後すみやかに次の各号による方法により広告掲載の可否を決定し、申込者に通知しなければならない。

(1) 申込みのあった広告について、要綱第5に規定する順位により広告掲載の可否を決定し、順位の優劣が判断できないときは、抽選により決定するものとする。

(2) 前号の選定方法により選定しがたい若しくは、広告の掲載に関して疑義が生じた場合は、要綱第9の規定による審査会を設置し、広告掲載の可否を審査するものとする。

2 広告掲載の決定を受けた者（以下「広告主」という。）は、町が指定する期限までに、箕輪町ホームページ広告掲載承諾書（様式第2号）を町に提出するものとする。

(掲載決定の取消し)

第7条 町長は次のいずれかに該当するときは、広告掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) 指定する日までに、前条第2項に規定する承諾書の提出がないとき。
- (2) 指定する日までに、第8条第2項に規定する掲載料の納付がないとき。
- (3) 指定する日までに、第10条第1項に規定する広告原稿の提出がないとき。

(広告掲載料)

第8条 広告掲載料は、1枠当たり月額5,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

2 広告主は、前項の規定による広告掲載料を、町が指定した日までに、町が発行する納入通知書により年度分を一括して前納するものとする。

(広告掲載料の返還)

第9条 町は、広告主の責に帰さない理由により、広告の掲載期間において当該広告を掲載しなかったときは、掲載しなかった日数に応じて、第7条の規定により定めた広告掲載料に基づき、日割計算により算出した金額を広告主に返還する。ただし、当該広告を掲載しなかった期間が1か月単位につき1日未満の場合は、返還しないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる理由により、町が箕輪町ホームページの運営を一時停止した場合は、その広告掲載料を返還しないものとする。ただし、一時停止の期間が3日を超える場合は、前項の規定に準じて広告掲載料を返還する。

(1) 機器及び電気等の保守点検又は工事を行う場合

(2) 天災、事変その他の非常事態が発生した場合

3 町は、広告掲載を取り消した場合において、広告の取消しを通知した日の属する月の翌月以降の月に係る広告掲載料を返還する。

4 町は、広告掲載の取下げを受理した場合において、広告の取下げを受理した日の属する月の翌月以降の月に係る広告掲載料を返還する。

5 前各項の規定により還付する広告掲載料には、利子を付さない。

(広告原稿の作成)

第10条 広告主は、原則として広告掲載開始日から起算して10日前までの町の指定する日までに、原稿を町の指定する場所に提出するものとする。

2 前項の規定により作成する広告原稿に要する経費は、広告主が負担するものとする。

3 町は、第1項の規定により提出された広告原稿の内容が第2条、第3条、この条及び要綱第4の規定に違反すると認める場合は、広告主に対して修正を求めることができる。

(広告の禁止表現)

第11条 広告の禁止表現は、原則として次に掲げるものとし、いずれかに該当する場合は、その広告は掲載しない。

- (1) 閲覧者の意思に反した動きをしたり、誤解を与えたるおそれがあるもの
- (2) 閲覧者に不快感を与えるおそれがあるもの
- (3) 実際には機能しないもの
- (4) その他広告の表現として適当でないと町が認めるもの

2 広告の制限事項は、広告の表現、動き及び配色等で、閲覧者に不快感を与えるおそれがあると認める場合とし、制限に反する場合は、その広告の掲載を認めない。

(広告の変更)

第12条 広告主は、町にあらかじめ協議した上、広告の内容を変更することができるものとする。

2 広告主は、広告のリンク先を変更するときは、変更しようとする日から起算して5日前までに町に届け出るものとする。

(広告主の責務)

第13条 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に係る財産権の全てにつき権利処理が完了していなければならない。

3 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決することとする。

(協議)

第14条 この要綱に定めのない事項について疑義が生じた場合は、町と広告主双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。